千葉県あんしん賃貸支援団体登録申請書　（新規）

年　　　月　　　日

千葉県知事　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申　請　者 | 所在地 | 〒　　　　‐ |
|  |
|  |
| 名　称 |  |  |

|  |
| --- |
| 登録事項　　※ 以下の登録事項は千葉県ホームページに掲載します。（△印のあるものを除く） |
| 団体名 |  |
| 代表者 | 役職 |  |
| 氏名 |  |
| 団体の種別 | 公益法人・社会福祉法人・特定非営利活動法人・医療法人・任意団体 |
| その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 所在地 | 郵便番号 | 〒　　　　‐ |
| 都道府県 |  |
| 市町村 |  |
| 町名 |  |
| 丁目・番地 |  |
| ビル名・階 |  |
| 電話番号 |  |
| ＦＡＸ番号 |  |
| ホームページＵＲＬ |  |
| 担当者（△） | 氏名 |  |
| メールアドレス |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 登録年月日（記入不要） | 年　　　月　　　日 | 登録番号（記入不要） |  |

（ ※ 裏面もあります）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 支援の対象者（※）

|  |
| --- |
| 右欄に掲げる者は住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律及び同施行規則で規定されている住宅確保要配慮者を略して記載したものです。条文を確認したうえで対象とする者について誤りがないことを十分に確認してください。 |

 | □ 低額所得者 | □ 被災者 | □ 高齢者 | □ 障害者 | □ 外国人 |
| □ 子どもを育成する者 | □ 中国残留邦人 | □ 児童虐待を受けた者 |
| □ ハンセン病療養所入所患者 | □ ＤＶ（ﾄﾞﾒｽﾃｨｯｸﾊﾞｲｵﾚﾝｽ）被害者 |
| □ 拉致被害者 | □ 犯罪被害者 | □ 保護観察対象者 |
| □ 激甚災害が発生した日にその区域内に居住していた者 |
| □ 生活困窮者自立支援法に基づく援助を受けている者 |
| 詳細又は特記事項 |  |
| 支援内容（※） | □ 入居前支援 |
|  | □ 調整（相談対応・連絡調整） |
|  | □ 物件探し | □ 物件情報の提供 |
|  |  | □ 不動産店の紹介 |
|  | □ 入居手続き（契約手続きの立会） |
|  | □ 金銭面支援（資金貸付・支給） |
|  | □ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| □ 入居後支援 |
|  | □ トラブル対応 | □ （電話）相談 |
|  |  | □ トラブル時の対応 |
|  |  | □ 緊急時の対応 |
|  | □ 見守り | □ 医療機関との連携 |
|  |  | □ 安否確認 |
|  | □ 金銭面支援（資金貸付・支給） |
|  | □ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 活動対象市町村 |  |
| 備考 |  |

<注意事項>　１．（※）のある項目は、それぞれ該当するものに ☑ を入れてください。

２．「支援内容」欄の「その他」に☑する場合は、（　）内に支援内容を簡潔に記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 私は、千葉県あんしん賃貸支援事業実施要領第１６条第２項に基づき、別添誓約書のとおり誓約するとともに、同要領第１７条第１項第１号から第１０号に掲げる者に該当しません。 |

【千葉県あんしん賃貸支援事業実施要領第１７条第１項第１号から第１０号】

（１）成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

（２）第２１条第２項の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から起算して１年を経過しない者

（３）法人であって、その役員のうちに前２号のいずれかに該当する者があるもの

（４）営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が第１号又は第２号のいずれかに該当する者

（５）個人、法人又は団体の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者又は理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員等」という。）である者

（６）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴対法第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者

（７）役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

（８）役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

（９）役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

（１０）第５号から第９号のいずれかに該当するものの依頼を受けて申請しようとする者